

令和 4 年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金
の処分について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 4 年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金 517,067,656 円のうち、112,914,543 円を建設改良積立金に積み立てるとともに、404,153,113 円を資本金に組み入れることについて、議会の議決を求める。

令和 5 年 7 月 11 日提出

鹿沼市長 佐藤 信